

定 款

目 次

第1章 総 則.....	1
第2章 会 員.....	3
第1節 通 則.....	3
第2節 会員の義務.....	9
第3節 会員の加入.....	15
第4節 会員の脱退及び持分の譲渡等.....	16
第5節 建玉の引継ぎ.....	21
第6節 受託会員.....	21
第7節 準 会 員.....	22-2
第3章 機 関.....	23
第1節 総 会.....	23
第2節 役 員.....	25
第3節 理 事 会.....	28
第4節 委 員 会.....	29
第5節 顧問及び参与.....	32
第6節 事 務 局.....	32
第4章 市場取引監視委員会.....	34-1
第5章 計 算.....	34-2
第6章 市場における取引.....	35
第1節 通 則.....	35
第2節 清算資格を有しない市場会員の義務等.....	35
第3節 決済不履行時等における措置.....	36
第4節 取引証拠金.....	38
第5節 取引の決済.....	38
第6節 雑 則.....	39
第7章 紛争の仲介.....	40
第8章 会員に対する制裁.....	41
第9章 勧 告.....	46
第10章 雑 則.....	47
附 則.....	48

第1章 総則

(名称)

第1条 本取引所(以下「本所」という。)は、東京工業品取引所と称する。

(組織及び人格)

第2条 本所は、商品取引所法(昭和25年法律第239号。以下「法」という。)に基づく会員組織の法人であり、会員相互の信用と協力とを基礎とする。

(目的)

第3条 本所は、本所の上場商品について先物取引及び実物取引をするために必要な商品市場(以下「市場」という。)を開設し、その運営に当ることを主たる目的とする。

(市場、上場商品等)

第4条 本所の開設する市場、上場商品及び取引の種類は次に掲げるとおりとする。

(市場)	(上場商品)	(取引の種類)
ゴム市場	ゴ ム	現物先物取引
貴金属市場	貴金属	現物先物取引 現金決済先物取引 オプション取引
石油市場	石 油	現物先物取引 現金決済先物取引
アルミニウム市場	アルミニウム	現物先物取引

2 前項の上場商品の商品たる物品(以下「上場商品構成物品」という。)は、次のとおりとする。

ゴム市場にあつては、くん煙シート(別名RSS)

貴金属市場にあつては、金、銀、白金及びパラジウム

石油市場にあつては、ガソリン、灯油、軽油及び原油

アルミニウム市場にあつては、アルミニウム

3 第1項各号に規定する取引とは、次の各号に規定する取引をいう。

現物先物取引とは、法第2条第8項第1号に掲げる取引

現金決済先物取引とは、法第2条第8項第2号に掲げる取引

オプション取引とは、法第2条第8項第4号に掲げる取引

(19.6.25変更)

(事業)

第5条 本所は、上場商品について先物取引及び実物取引をするために必要な市場の開設の業務その他これに附帯する業務として次に掲げる業務を行う。

本所の上場商品の品質の鑑定

本所の上場商品及び経済一般に関する調査又は研究及び刊行物の発行並びに広報宣伝

第7章の規定による紛争の仲介

外国取引所との提携・協力

前各号に定めるもののほか、第3条の目的を達成するために必要な業務に附帯する一切の業務

(業務規程及び受託契約準則)

第6条 本所の市場における取引については、業務規程をもって定める。

2 本所の市場における取引の受託については、受託契約準則をもって定める。

(補助規則)

第7条 理事会は、本所の運営について必要があると認めるときは、これに関する補助規則を定めることができる。

(規律)

第8条 本所の事業の運営及び会員の行為は、法、同法施行令(昭和25年政令第280号。以下「政令」という。)、同法施行規則(平成17年農林水産省・経済産業省令第3号。以下「省令」という。)及び本所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程その他の規則によってこれを規律する。

(事務所及び市場の所在地)

第9条 本所の事務所及び市場は、東京都中央区におく。

(公告)

第10条 本所の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告は、本所の指定する日刊紙に掲載して行うことができる。

第2章 会員

第1節 通則

(会員たる資格)

第11条 本所の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者に限る。

上場商品構成物品(次に掲げる物を含む。次項において同じ。)の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用(以下「売買等」という。)を業として行っている者(以下「当業者」という。)

イ ゴムにあつては、ゴム製品

ロ 貴金属にあつては、金鉱若しくは金製品 銀鉱若しくは銀製品 白金製品 又は パラジウム製品

ハ 石油のうち原油にあつては、石油製品

ニ アルミニウムにあつては、アルミニウム鉱又はアルミニウム製品

市場における取引等(商品清算取引を除く。)の委託を受ける営業(以下「商品取引受託業務」という。)を営むことについて法第190条第1項の許可を受けた者(以下「商品取引員」という。)

前2号に掲げる者のほか、上場商品構成物品の公正な価格の形成に資するものとして政令第3条で定める要件に該当する者

2 会員が死亡した場合において、その相続人が被相続人の死亡の日から3月を経過する日までに、被相続人が前項第1号に該当する者であった場合には被相続人が取引をしていた市場における上場商品構成物品の売買等を業として行うこととなったとき、被相続人が同項第3号(政令第3条第3号に該当する場合を除く。以下この項において同じ。)に該当するものであった場合には同号に該当する者となったときは、その相続人は、被相続人の死亡の時から会員たる資格を有するものとみなす。

3 前項の場合において、相続人が数人あるときは、その相続人全員の同意をもって選定された1人の相続人に対してのみ同項の規定を適用する。

(会員の区分)

第12条 本所の会員は、上場商品ごとに、次の各号の商品部会員に区分する。

ゴムにあつては、ゴム部会員

貴金属にあつては、貴金属部会員

石油にあつては、石油部会員

アルミニウムにあつては、アルミニウム部会員

- 2 貴金属部会員及び石油部会員にあつては、更に次のとおり細分し、第1号から第4号までのすべてを兼ねる者を「貴金属会員」、第5号から第8号までのすべてを兼ねる者を「石油会員」と称する。

金及び前条第1項第1号口の に掲げる物品の当業者であつて、貴金属市場において金の取引を行う会員（金会員と称する。）

銀及び前条第1項第1号口の に掲げる物品の当業者であつて、貴金属市場において銀の取引を行う会員（銀会員と称する。）

白金及び前条第1項第1号口の に掲げる物品の当業者であつて、貴金属市場において白金の取引を行う会員（白金会員と称する。）

パラジウム及び前条第1項第1号口の に掲げる物品の当業者であつて、貴金属市場においてパラジウムの取引を行う会員（パラジウム会員と称する。）

ガソリンの当業者であつて、石油市場においてガソリンの取引を行う会員（ガソリン会員と称する。）

灯油の当業者であつて、石油市場において灯油の取引を行う会員（灯油会員と称する。）

軽油の当業者であつて、石油市場において軽油の取引を行う会員（軽油会員と称する。）

原油の当業者であつて、石油市場において原油の取引を行う会員（原油会員と称する。）

（取引の態様による会員の種類）

第13条 本所の会員は、本所の市場における取引の態様により、次の各号の種類に区分する。

本所の市場において自らの名において取引を行うことができる会員（市場会員と称する。）

市場会員以外の会員（一般会員と称する。）

- 2 前項の規定による会員の種類のほか、市場会員のうち商品取引員（市場における取引の委託の取次ぎを委託する者（以下「取次者」という。）を除く。）であつて本所の市場において商品取引受託業務を行う会員にあつては、受託会員と称する。

（市場会員の定数）

第14条 本所の市場会員の数の最高限度は、120人とする。

（欠格条件）

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

禁錮以上の刑（これを相当する外国の法令による刑を含む。）又は法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処

せられ、その執行の終わった日又は執行を受けることがないこととなった日から5年を経過しない者

法第159条第1項若しくは第2項、第186条第1項若しくは第2項、第235条第3項若しくは第236条第1項若しくは第340条第1項(第345条において準用する場合を含む。)の規定により法第9条若しくは第78条、第167条、第190条第1項若しくは第332条第1項若しくは第342条第1項の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者又は法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。第6号において「許可等」という。)を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者

法第160条第1項の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による命令(これに相当する外国の法令によるその他の行政処分を含む。第7号及び第8号において同じ。)により商品取引所又はこれに相当する外国の施設から除名され、又は取引資格を取り消され、その除名又は取消の日から5年を経過しない者

商品取引所が法第159条第1項若しくは第2項の規定により法第9条若しくは第78条の許可を取り消された場合、商品取引清算機関(商品取引債務引受業を営むことについて法第167条の規定により主務大臣の許可を受けた者をいう。以下同じ。)が法第186条第1項若しくは第2項の規定により法第167条の許可を取り消された場合、商品取引員が法第235条第3項若しくは第236条第1項の規定により法第190条第1項の許可を取り消された場合若しくは法人である第1種特定施設開設者(法第331条第2号に規定する第1種特定施設開設者をいう。以下のこの号において同じ。)若しくは第2種特定施設開設者(法第331条第3号に規定する第2種特定施設開設者をいう。以下この号において同じ。)が法第340条第1項(法第345条において準用する場合を含む。)の規定により法第332条第1項若しくは第342条第1項の許可を取り消された場合において、その取消の日前30日以内に当該商品取引所、商品取引清算機関、商品取引員若しくは第1種特定施設開設者若しくは第2種特定施設開設者の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないもの又は外国において同種の許可等を受けた法人が法に相当する外国の法令の規定により当該許可等を取り消された場合において、その取消の日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないもの

法人である商品取引所の会員若しくは取引参加者(以下「会員等」という。)又は商品取引所に相当する外国の施設の会員等が法第160条第1項の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による命令により当該商品取引所又は当該施設から除名され、又は取引資格を取り消された場合において、その除名又は取消の日前30日以内に当該法人の役員であった

者で当該除名又は取消しの日から5年を経過しないもの

法第159条第3項、第160条第1項、第186条第4項若しくは第236条第2項の規定又はこれらに相当する外国の法令による命令により解任された役員でその解任の日から5年を経過しないもの

法第328条第1項の規定による裁判所の命令又はこれに相当する外国の法令の規定による外国の裁判所の命令を受けた後1年を経過しない者

会社法（平成17年法律第86号）第331条第1項第3号に掲げる者

営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者のあるもの

本所、他の商品取引所、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づき設立された取引所金融商品市場において除名処分を受けた者、又はその者が法人である場合においてその法人を代表する役員であった者で、その処分を受けた日から5年を経過しないもの

第11条第1項の資格を有していないこと、又は前各号のいずれかに該当することを隠ぺいした者にあつては、当該事実が発覚した日から5年を経過しないもの

前各号に掲げる者のほか、第37条に定める会員資格審査委員会において、商品市場における取引に関する業務を適正に遂行する体制又は十分な社会的信用を有していないと判断された者

- 2 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項第3号から第5号まで及び第9号の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

（18.4.13変更 19.4.25変更 19.6.25変更）

（会員の定款等の変更の請求）

第16条 本所は、法人たる会員（以下「法人会員」という。）の定款、役員、業務の遂行の体制、共同関係、又は支配関係が当該法人会員の信用の保持若しくは本所の信義則の維持又は本所の目的及び組織に鑑みて適当でないと認めるときは、当該会員を審問のうえ、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により、理由を示して、その変更を請求することができる。

- 2 会員は、前項の変更請求が不当であると認めるときは、変更請求の通知を受けた日から10日以内に、本所に対し書面をもって、理由を示して、異議の申立てを行うことができる。
- 3 本所は、前項の異議の申立てを受理したときは、その日から15営業日以内に、会員総会（以下「総会」という。）を開催する。
- 4 前項の総会において、その出席会員の議決権の3分の2以上の多数決をもって、第1項の

変更請求を変更し、又は取り消すことが適当であると認められたときは、直ちに第1項の請求を変更し、又は取り消すものとする。

(19.4.25変更)

(法人会員の本所に対する代表者)

第17条 法人会員は、その代表取締役又は代表執行役(法人会員が外国法人にあっては日本における代表者で、かつ取締役又は執行役と同等以上の地位にある者。)のうちから、本所において当該法人会員を代表するのに適当な1人(以下「本所に対する代表者」という。)を、本所が定めるところにより、あらかじめ本所に届け出なければならない。

2 法人会員は、前項の届出を変更するときは、本所にその旨を届けなければならない。

(会員の所属区分の変更)

第18条 会員は、本所の市場において取引する市場(貴金属市場及び石油市場にあっては、取引をしようとする上場商品構成物品の全部又は一部を含む。以下「所属区分」という。)を追加しようとするときは、本所が定める様式による所属区分追加申請書2通に所要の事項を記載して、これに次に掲げる書類を添付して、本所に提出しなければならない。

追加しようとする市場の上場商品につき、第11条第1項に掲げる要件を備える旨の誓約書

所属区分追加申請書提出日前30日以内の日の現在において、法第99条第7号及び省令第38条に規定するところにより作成した純資産額に関する調書(以下「純資産額に関する調書」という。)

本所の市場における取引の委託を受けようとする場合にあっては、その旨を記載した書面

2 本所は、第1項の規定による書類の提出があったときには、第37条及び第38条の規定に準じて審査決定する。

3 第39条の規定は、前3項の規定による所属区分の追加に係る出資金の納入及び信託金の預託について準用する。

4 会員は、その所属区分の一部を廃止しようとするときは、本所が定める様式による所属区分廃止届書2通に所要の事項を記載して、これに本所が必要と認める書類を添付して、本所に提出しなければならない。

5 第57条の規定は、前項の規定により会員が所属区分の一部を廃止した場合であって、当該会員が自己の計算による取引の決済を結了していない場合の当該取引の決済について準用する。

6 第4項の規定により受託会員が所属区分の一部を廃止した場合(第61条第1項各号に該当

することとなった場合を除く。)であって、当該受託会員が委託者の計算による取引の決済を結了していない場合は、当該受託会員であった者は、当該取引の決済を結了する目的の範囲内において受託会員とみなす。

(18.4.13変更 19.4.25変更)

(会員の種類の変更)

第18条の2 会員は、第13条に規定する会員の種類を、次の各号に掲げるとおり変更しようとするときは、本所が定める様式による会員の種類変更申請書2通に所要の事項を記載して、これに本所が必要と認める書類を添付して、本所に提出しなければならない。

一般会員から市場会員(受託会員たる市場会員を除く。)への変更

一般会員から受託会員たる市場会員への変更

市場会員(受託会員たる市場会員を除く。)から受託会員たる市場会員への変更

2 会員は、第13条に規定する会員の種類を、次の各号に掲げるとおり変更しようとするときは、本所が定める様式による会員の種類変更届出書2通に所要の事項を記載して、これに本所が必要と認める書類を添付して、提出しなければならない。

市場会員(受託会員たる市場会員を除く。)から一般会員への変更

受託会員たる市場会員から一般会員への変更

受託会員たる市場会員から市場会員(受託会員たる市場会員を除く。)への変更

3 本所は、第1項の規定による書類の提出があったときには、第37条及び第38条の規定に準じて審査決定する。

4 第39条の規定は、第1項第2号又は第3号の変更を行った場合の出資金の納入について準用する。

5 第42条第1項の規定は第2項の変更を行おうとする場合について、第57条の規定は第2項第1号の変更を行った場合、又は第2項第2号の変更を行った場合であって、当該会員が自己の計算による取引の決済を結了していない場合の当該取引の決済について、それぞれ準用する。

6 第2項第2号又は第3号の変更を行った場合(第61条第1項各号に該当することとなった場合を除く。)であって、当該受託会員が委託者の計算による取引の決済を結了していない場合は、当該受託会員であった者は、当該取引の決済を結了する目的の範囲内において受託会員とみなす。

(18.4.13新設 19.4.25変更)

(市場外の契約に対する拘束力)

第19条 本所は、本所の市場外における会員間の契約について、その当事者双方が本所の定款、

業務規程、受託契約準則、紛争処理規程その他の規則の一部によることに同意し、書面をもってその旨を本所に申し出て、かつ、本所が支障ないと認めたときは、その会員に対し、その同意した条項の規定を適用する。

(委託の媒介等の制限)

第20条 会員は、業として本所の市場における取引の委託の媒介又は代理をしてはならない。

第2節 会員の義務

(出資)

第21条 会員は、次の各号に定めるところにより、出資を行わなければならない。

ゴム部会員にあっては出資2口以上

貴金属部会員は、取り扱う上場商品構成物品ごとに出資1口以上(ただし、パラジウム会員が貴金属部会員のうちパラジウム会員以外の会員を兼ねる場合にあっては、パラジウム会員に係る出資は必要ないものとする。)

石油部会員にあっては、出資1口以上

アルミニウム部会員にあっては、出資1口以上

第1号、第2号、第3号、第4号又は前号の会員を複数兼ねる場合には、各々当該出資口数を合算した口数以上とする。

受託会員は、前各号に規定する出資口数を下回らない範囲において、受託業務を行う上場商品が1種の場合は出資5口以上、2種の場合は出資8口以上、3種の場合は出資10口以上、4種の場合は出資12口以上、5種の場合は出資14口以上

2 出資1口の金額は、100万円とする。

(加入金)

第22条 会員加入の承諾を受けた者は、出資金とともに総会の定める額の加入金を本所に納入しなければならない。

(信認金)

第23条 会員は、次の各号に掲げる金額を信認金として、本所に預託しなければならない。

ゴム部会員 100万円

貴金属部会員 300万円

石油部会員 100万円

アルミニウム部会員 100万円

2 会員は、前項の信認金を預託した後でなければ、当該市場において取引することができない。

- 3 本所は、信認金について、租税滞納処分を受け、若しくはその例によって処分を受け、又は裁判所から差押を受けた場合、本所の指定する金額を指定の日時まで預託させるものとする。

(有価証券の充用)

第24条 信認金は、有価証券をもってこれに充てることができる(以下「充用有価証券」という。)

- 2 前項の充用有価証券は、次に掲げるものとする。ただし、第4号から第8号までに掲げるものについては、次条第1項各号に掲げる要件(以下「指定基準」という。)に適合するものであって、理事会において指定したものに限る。

国債証券又は地方債証券

日本銀行の発行する出資証券

特別の法律により法人の発行する債券

取引所金融商品市場において売買取引されている株券

金融商品取引法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券

銀行法(昭和56年法律第59号)による銀行の発行する株券(前2号の株券を除く。)

第4号又は第5号の株券を発行する会社の発行する社債券

投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第7項に規定する受益証券及び貸付信託法(昭和27年法律第195号)第2条第2項に規定する受益証券

- 3 充用有価証券の充用価格は、当該有価証券の最近の時価を基準として、省令第39条に規定する価格以下において本所が定めた額とする。
- 4 本所は、充用有価証券の種類若しくは銘柄又は充用価格を変更することにより、会員の預託している信認金の額が当該会員の預託すべき信認金の額に対し、不足を生じたときは、当該会員に対し、期限を指定して不足額を預託させ、超過額を生じたときは、当該会員の請求によりその超過額を返付する。

(19.6.25変更)

(充用有価証券の指定基準等)

第25条 前条第2項第4号から第8号までに掲げる充用有価証券の指定は、次に掲げる要件を満たすものにつき行うものとする。

額面のあるものにあつては、その時価が額面の2分の1を超えるものであること。

銀行株券にあつては、本所の指定銀行であつて本所が取引しているものの発行する株券であること。

社債券にあっては、取引所金融商品市場において売買取引されている社債券及び金融商品取引法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている社債券であること。

貸付信託法第2条第2項に規定する受益証券にあっては、当該受益証券に係る信託取扱期間終了の日から1年以上経過しているものであること。

- 2 本所は、充用有価証券が前項の指定基準に適合しなくなったときは、遅滞なく、当該有価証券の指定を取り消すものとする。
- 3 前条及び前2項に定めるもののほか、充用有価証券の充用に関し必要な事項は、理事会で定める。

(19.6.25変更)

(定額会費及び定率会費)

第26条 会員は、本所の経費に充てるため、定額会費及び定率会費を本所に納入しなければならない。

- 2 定額会費の額は、総会の決議を経て、第18条に規定する所属区分及び第13条に規定する会員の種類ごとに、1事業年度の金額を定めるものとし、これを毎事業年度の前期(4月1日から9月30日まで)及び後期(10月1日から翌年3月31日まで)に分け、半期分ずつその期の初月の10日までに納入するものとする。この場合において、当該事業年度の途中に加入した会員の定額会費は、加入日の属する半期分の定額会費の額を六で除して得た額に加入日の属する月から当該半期の末日の属する月までの月数を乗じて得た額とし、当該事業年度の途中に脱退した会員の定額会費は、脱退日の属する半期分の定額会費の額を六で除して得た額に当該半期の初日の属する月から脱退日の属する月(当該脱退による取引の決済が終了していないときは、その結了の日の属する月を含む。)までの月数を乗じて得た額とする。
- 3 定率会費の額は、総会において上場商品(貴金属及び石油にあっては、その上場商品構成物品)ごとに1枚当りの最高限度額を定め、その範囲内において、別に理事会で定める額に各会員の取引高、受渡高、オプション取引における権利行使高及び被権利行使高のそれぞれを乗じた金額の合計とし、会員は取引、受渡し又はオプション取引における権利行使が成立したときは、その翌営業日の正午までに納入するものとする。ただし、理事会において特に必要と認める取引、受渡し又はオプション取引における権利行使の定率会費については、その全部又は一部の徴収を免除することができる。この場合においても本所は本文に規定するとおり定率会費に相当する金額を当該会員から徴収し、翌月に当該金額を返付する。
- 4 本所は、会費その他の収入をもって本所の経費を支弁し得るときは、理事会の議決により定額会費若しくは定率会費を低減し、又はその徴収を停止することができる。

(会員の持分返還請求権)

第27条 会員は、脱退する場合を除き、その持分の返還を請求することができない。

(19.4.25変更)

(会員の持分等の譲渡等の禁止)

第28条 会員は、その持分又は信託金の返付を受ける権利を、他人に譲渡し、又は担保の目的に供することができない。ただし、受託会員が、委託者保護基金に対し、その持分又は信託金の返付を受ける権利を担保の目的に供する場合及び、会員が、理事会の承認を得て、他の会員又は会員たる資格を有する者に持分を譲渡する場合は、この限りでない。

(19.4.25変更)

(持分の共有禁止)

第29条 会員は、持分を共有することができない。

(届出事項)

第30条 会員は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するに至ったときは、遅滞なく、その旨を書面をもって本所に届け出なければならない。

第11条第1項各号に掲げる会員たる資格の要件を具備しなくなったとき又は第15条第1項各号に掲げる欠格要件に該当することとなったとき。

支払不能となりその他本所又は他の会員との間における契約が履行できない状態になったとき。

銀行取引の停止処分を受けたとき。

氏名若しくは商号(名称を含む。以下同じ。)に変更があったとき。

本店又は主たる事務所の名称及び所在の場所に変更があったとき。

法人であるときは、定款及び役員の名に変更があったとき。

本所の市場における取引に係る訴訟の当事者となったとき、又はその判決があったとき。

租税滞納処分若しくはその処分の例によって差押えを受け、又は裁判所から差押え、仮処分若しくはその他の保全処分を受けたとき。

犯罪嫌疑のため起訴されたとき。

他の商品取引所において会員等若しくは受託会員となったとき又は会員等若しくは受託会員でなくなったとき。

第129条の規定により指定する商品取引清算機関(以下「清算機構」という。)において商品取引債務引受業の相手方となる資格(以下「清算資格」という。)を取得しようとするとき若しくは取得したとき又は喪失しようとするとき若しくは喪失したとき。

合併、分割又は事業譲渡しようとするとき。

本所の市場において取引をする上場商品を変更するとき。

- 2 受託会員は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するに至ったときは、遅滞なく、その旨を書面をもって本所に届け出なければならない。

法第303条第1項の規定により委託者保護基金に通知をしたとき。

建玉(本所の市場における取引に係る決済が未了である売買約定をいう。以下同じ。)の移管について業務規程に規定する契約を締結したとき又は解約したとき。

法第225条第1項、第226条第1項、第227条第1項及び第228条第1項の規定により、合併、分割又は事業譲渡に係る経済産業大臣の認可を受けたとき。

本所が別に定める場合に該当するに至ったとき。

- 3 会員が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を書面をもって、本所に届け出なければならない。

法人が破産手続開始の決定により解散し、又は個人が破産手続開始の決定を受けた場合においては、その破産管財人

法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合においては、その清算人

個人が死亡した場合においては、その相続人

個人が成年被後見人となった場合においては、その法定代理人

- 4 前3項の規定による届出書には、本所の指示する書類を添付しなければならない。

(18.4.13変更)

(純資産額調書の提出)

第31条 会員は、毎年3月末現在において作成した純資産額に関する調書を本所が指定する日までに本所に提出しなければならない。

- 2 会員は、本所の要求があった場合は、前項の純資産額に関する調書につきその内容を証するに足る書面を添付しなければならない。

(帳簿の区分経理及び保存)

第32条 市場会員は、市場における取引と市場外における取引とについて帳簿上区分して経理しなければならない。

- 2 前項の市場における取引に関する帳簿その他業務に関する書類は、省令第50条第2項の規定により作成し、当該会員の事務所又は営業所に備え置き、かつ、同条第3項の規定により10年間保存しなければならない。ただし、帳簿による保存を省令第51条に規定する電磁的方法による保存に代えることができる。

(受託会員の帳簿の区分経理及び保存)

第33条 受託会員は、自己の計算による取引と委託者の計算による取引について、省令第113条第1項の帳簿（先物取引計算帳を除く。以下、この条において同じ。）を別にして区分経理しなければならない。

2 前項の帳簿は、省令第113条第1項及び第2項の規定により作成し、当該受託会員の本店又は従たる営業所に備え置き、かつ、同条第3項の規定により10年間保存しなければならない。ただし、帳簿による保存を省令第114条に規定する電磁的方法による保存に代えることができる。

（帳簿等の提出要求及び監査）

第34条 本所は、必要と認めるときは、いつでも会員に対し、前2条に規定する帳簿、書類又はその他の資料の提出を命じ、かつ、その説明を求めることができる。

2 本所は、法第112条第2項及び省令第49条の規定により経済産業大臣に対し報告するため必要がある場合には、会員に対し、参考となるべき資料の提出を命じ、かつ、その事情の説明を求めることができる。

3 本所は、本所が清算機構から商品取引債務引受業における運営等の公正の確保を図るための調査に関し、情報提供の要請があった場合において、本所が当該要請に応じることが相当と認められる場合、いつでも会員に対し、前2条に規定する帳簿、書類又はその他の資料の提出を命じ、かつ、その説明を求めることができる。

4 本所は、情報交換協定等を締結している場合であって、当該協定に基づき情報提供の要請があった場合において、本所が当該要請に応じることが相当と認められる場合には、いつでも会員に対し、必要な資料の提出を命じ、かつ、その説明を求め、当該要請に応じることができる。

5 本所は、必要と認めるときは、いつでも本所の職員をして会員若しくは当該会員が支配関係を有する法人の事務所若しくは営業所に立ち入り、又はその帳簿、書類その他業務に係る物件を監査させることができる。

6 会員は、第1項から第4項までの規定による帳簿、書類の提出命令及び前項の規定による監査を、正当な理由なくして拒んではならない。

7 本所は、理事会の定めるところにより、会員の財産、経理の状況を明らかにする必要があると認めるときは、当該会員に対し、公認会計士による監査証明を求めることができる。

（施設利用による責任の所在）

第35条 本所は、会員が業務上本所が設置する電子計算機等を利用した売買システム等本所の施設を利用したことによって損害を被ることがあっても、法令又はこの定款で別に定める場合を除き、これを賠償する責めに任じない。

第3節 会員の加入

(会員の加入の申込み)

第36条 本所の会員になろうとする者は、本所が定める加入申込証2通に住所、氏名又は商号及びその引き受けるべき出資口数等を記載してこれに署名押印し、本所に提出しなければならない。

2 前項の加入申込証には、次に掲げる書類2通を添付しなければならない。

第11条第1項第1号に規定する物品の売買等を業として行っていることを誓約する書面、又は同項第2号若しくは第3号に該当することを証する書面

会員3人以上の推せんがあったことを証する書面。ただし、理事会が必要でないと認めたときは、この限りではない。

法人であるときは、当該法人の定款及び登記簿の謄本、本店又は主たる事務所の位置を記載した書面、役員の氏名、履歴書及び住民票の写し(その者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書)又はこれに代わる書面(以下「住民票の写し等」という。)当該法人及びその役員が第15条第1項各号の規定に該当しないことを誓約する書面、直前事業年度の貸借対照表(その事業年度の終了日が加入申込証提出日前30日以内のときは、その直前の月末における試算表をもってこれに充てることができる。)損益計算書、並びに純資産額に関する調書及び他の商品取引所の会員等であるときは、その取引所名及び加入年月日を記載した書面

個人であるときは、その者(その者に法定代理人があるときは、その者及びその法定代理人とする。)の履歴書及び住民票の写し等、その者が第15条第1項第1号から第11号まで及び第13号から第15号までの規定に該当しないことを誓約する書面、並びに純資産額に関する調書及び他の商品取引所の会員等であるときは、その取引所名及び加入年月日を記載した書面

本所の商品市場における取引の委託を受けようとする場合にあっては、その旨を記載した書面

建玉の移管について業務規程に定める契約を締結している場合にあっては、その契約書の写し

その他本所が必要と認める書面

3 前項の純資産額に関する調書は、加入申込証提出日前30日以内の日の現在において作成したものでなければならない。

(18.4.13変更 19.4.25変更)

(会員の加入の審査)

第37条 本所は、前条の規定による加入申込証を受理したときは、遅滞なく、加入申込者の氏名又は商号、取引をする市場及び推せん者の氏名又は商号を本所の掲示場に掲示した後、関係書類を会員資格審査委員会に回付して、審査させる。

2 会員資格審査委員会は、前項の関係書類の回付を受けたときは、遅滞なく審査し、加入の可否に関する意見書を提出しなければならない。

3 会員資格審査委員会は、必要があると認めるときは、会員になろうとする者又は推せん者その他利害関係者を招致して、その証言又は意見を聴取することができる。

(会員の加入の承諾)

第38条 本所は、会員資格審査委員会から前条第2項の規定による意見書の提出があったときは、遅滞なく、理事会の議を経て、会員加入の承諾又は不承諾を決定しなければならない。

2 本所は前項の承諾について、第14条に規定する最高限度の範囲内において行うものとする。

(会員の加入の手続き)

第39条 会員加入の承諾を受けた者は、その承諾を受けた日から10日以内に、本所に出資金及び第22条に定める加入金を納入し、信認金を預託して会員証書を受けなければならない。

2 会員加入申請者が前項に定める手続きを期日までに履行しないときは、その会員加入申請を取り下げたものとみなす。

(会員の加入の日)

第40条 会員加入の承諾を受けた者は、その出資金及び加入金の全額を本所に納入したとき、又は持分の譲受けにより会員加入をなす者は、第50条による承認を受け、理事会において加入金を徴することとした場合には、その全額を納入したときに会員となる。

2 本所は、会員加入者が前項の規定により会員となったときは、その者の氏名又は商号及び法人会員にあってはその本所に対する代表者の氏名を本所の掲示場に掲示し、その旨を各会員に通知する。

(電算事業特別調整金)

第41条 本所は、本所が設置する電子計算機等を利用した売買システムによる売買（以下「システム売買」という。）により取引を行おうとする会員に対し、理事会の定めるところにより、電算事業特別調整金を徴収することができる。

第4節 会員の脱退及び持分の譲渡等

(任意脱退)

第42条 会員は、30日前までに予告して、脱退することができる。

- 2 前項に規定する予告は、脱退希望日を記載した脱退予告書を本所に提出してしなければならない。
- 3 脱退の予告を取り消すとき、又は脱退希望日を延長するときは、その脱退希望日までに、その旨を書面をもって本所に申し出て、その承認を得なければならない。この場合において、脱退希望日の延長は、30日を限度とし、1回限りとする。
- 4 脱退を予告した会員は、その取引を決済する目的の範囲内においてのみ取引を行うことができる。

(脱退予告等の掲示)

第43条 本所は、前条第2項の規定による脱退予告書を受理したときは、遅滞なく、その者の氏名又は商号及び脱退希望日を本所の掲示場に掲示しなければならない。

- 2 本所は、前条第3項の規定による脱退予告の取消し、又は脱退希望日の延長を承認したときは、遅滞なく、その旨を本所の掲示場に掲示しなければならない。
- 3 本所は、会員が脱退したときは、遅滞なく、その者の氏名又は商号及び脱退した日を本所の掲示場に掲示し、その会員の会員証書を返付させなければならない。

(当然脱退)

第44条 会員は、第42条第1項及び次条第1項に規定する場合のほか、次の事由によって脱退する。

第11条第1項各号のいずれにも該当しないこととなったこと。

その者が取引する市場のすべてが法第70条の規定により閉鎖されたこと。

持分全部の譲渡

死亡又は解散

除名

(持分の差押えによる脱退)

第45条 会員の持分を差押えた債権者は、本所に対し、その会員を脱退させることを請求することができる。

- 2 前項の手続きは、債権者が本所及び当該会員に対し、30日前までに書面をもって予告しなければならない。
- 3 前項の予告は、当該会員が、当該債権者に対し、弁済し、又は相当の担保を提供したときは、その効力を失う。
- 4 会員の持分の差押えは、持分の払戻しを請求する権利に対しても、その効力を有する。
- 5 第43条の規定は、第1項の規定により脱退の請求があった場合について準用する。

(18.4.13変更)

(持分の払戻し)

第46条 脱退する会員は、持分払戻請求書を本所に提出し、理事会の承認を得て、脱退した後に、その持分の全部又は一部の払戻しを受けることができる。

2 前項の持分は、会員が脱退した日の属する月の前月末日における本所の純資産額を全出資口数で除した金額に、当該会員の出資口数を乗じて算出した金額を基準とする。ただし、明らかに特定の会員のみにより本所の純資産額が増減したときは、当該会員の持分は、その増減の額を加減して調整するものとする。

3 前項の純資産額は、理事会が定める。

4 前2項の規定による純資産額には、会員の加入金、電算事業特別調整金、受託会員の加入調整金及び違約担保積立金は計上しない。ただし、会員の加入金、電算事業特別調整金及び受託会員の加入調整金については、理事会がこれと異なる定めをすることを妨げない。

5 第2項の持分を計算するにあたり、本所の財産をもってその債務を完済することができないときは、本所は、脱退した会員に対し、本所の負担額を全出資口数で除した金額に、当該会員の出資口数を乗じて算出した損失額の払込みを請求することができる。

6 第1項又は前項の規定による請求権は、脱退後2年間行わないときは、時効によって消滅する。

(19.4.25変更)

(持分払戻しの制限)

第47条 脱退した会員が本所に対する債務を完済するまでは、本所は、持分の払戻しを停止することができる。

2 本所は、前条第2項の規定による金額を払戻すため、本所の財産を取り崩すことによりただちに本所の業務に支障をきたすおそれがあるときは、総会の決議を経て、その払戻しを一時停止することができる。

(会員の持分譲渡及び譲受の承認申請)

第48条 会員が持分の全部又は一部を譲渡(会社分割に伴う承継を含む。以下、第52条までにおいて同じ。)しようとするときは、本所が別に定める様式により、譲渡人は持分譲渡承認申請書を、譲受人は、その者が会員であるときは持分譲受承認申請書を、その者が会員たる資格を有する者であるときは持分譲受承認申請書及び第36条第2項の加入申込証を、それぞれ2通本所に提出して、理事会の承認を受けなければならない。

(19.4.25変更)

(会員の持分譲渡及び譲受申請の揭示及び審査)

第49条 本所は、前条の持分譲渡承認申請書及び持分譲受承認申請書を受理したときは、遅滞なく、その譲渡人及び譲受人の氏名又は商号並びに譲受人が会員たる資格を有する者であるときは、その者の本所に対する代表者の氏名及び推せん者である会員の氏名又は商号を、本所の掲示場に掲示した後、関係書類を会員資格審査委員会に回付して、審査させる。

2 会員資格審査委員会は、前項の関係書類の回付を受けたときは、遅滞なく審査し、その可否に関する意見書を提出しなければならない。

3 会員資格審査委員会は、必要があると認めるときは、持分譲渡承認申請者又は持分譲受承認申請者その他利害関係者を招致して、その証言又は意見を聴取することができる。

(持分の譲渡及び譲受の承認)

第50条 本所は、会員資格審査委員会から前条第2項の規定による意見書の提出があったときは、遅滞なく、理事会の議を経て、持分の譲渡及び譲受の承認又は不承認を決定しなければならない。

(持分譲受者の会員加入)

第51条 持分譲受の承認を受けた者(現に会員たるものを除く。)は、第39条第1項の規定に準じ加入の手続きを行うものとする。この場合において出資金の納入は、必要としない。

2 前項の場合において、譲渡人がすべての持分を譲渡し脱退する場合にあっては、譲受人は加入金の納入を必要としない。

3 持分の譲受人は、その持分について譲渡人の権利及び義務を承継する。

(18.4.13変更)

(持分譲渡申請会員の取引の制限)

第52条 第48条の規定により持分の全部の譲渡申請を行った会員は、本所が特に認めた場合を除き、その取引の決済を結了する目的の範囲内においてのみ取引を行うことができる。

2 本所は、前項の場合において、その取引の結了について期限を付することができる。

(19.4.25変更)

(持分の承継)

第53条 会員が死亡した場合において、その相続人又は受遺者(以下本条において「相続人等」という。)が会員であるときは、その者は、被承継人の持分並びにその持分についての被承継人の権利及び義務を承継する。この場合においては、承継人は、遅滞なく、その旨を本所に通知しなければならない。

2 会員が死亡した場合において、相続人等が会員たる資格を有する者であるときは、その者は、死亡の日から100日以内に持分承継承認申請書及び第36条第2項の加入申込証をそれぞれ2通本所に提出し、加入につき理事会の承認を得て、被承継人の持分並びにその持分につい

ての被承継人の権利及び義務を承継することができる。

- 3 前項の規定により、相続人等が被承継人の持分並びにその持分についての被承継人の権利及び義務を承継したときは、その者は、被承継人の死亡の時ににおいて会員になったものとみなし、第39条第1項の規定にかかわらず、出資金及び加入金は、納入する必要がない。
- 4 第1項又は第2項の場合において、相続人が数人あるときは、その相続人等全員の同意をもって選定された一人の相続人等に対してのみ、これらの項の規定を適用する。
- 5 会員につき合併があったとき(商品取引員たる会員にあっては法第225条第1項の認可を受けた場合に限る。)は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、会員たる地位を承継する。この場合においては、承継した法人は、遅滞なく、会員たる地位の承継通知書を本所に提出しなければならない。
- 6 第1項又は第2項の規定により被承継人の持分並びにその持分についての権利及び義務を承継した者は、被承継人の本所の市場における取引に係る一切の権利及び義務を承継する。
- 7 第48条から第50条までの規定は、第2項の規定による加入の承認について準用する。

(持分の調整)

第54条 本所は、本所の会員間の合併その他理事会が定める場合において、持分の調整をする必要があると認めるときは、当該会員に対し、その持分の一部を払戻することができる。

- 2 前項の払戻しの方法は、第46条の規定を準用する。

(脱退会員の債務弁済)

第55条 本所は、脱退した会員が本所から返付又は交付を受ける金額(信託金にあっては委託者及び清算機構に対する債務を優先弁済した残額と、その他預り金にあっては本所に対する債務を優先弁済した残額とする。)をもって、本所に対する一切の債務の弁済に充てるものとする。

- 2 本所は、脱退した会員が市場における取引の決済を結了していないとき、又は前項の債務中その金額が未定のものがあるときは、その決済の結了又は金額の確定に至るまで、脱退会員が交付又は返付を受ける金額のうち理事会において適当と認める金額の交付又は返付を留保することができる。

(19.4.25変更)

(脱退後の手続き)

第56条 本所は、脱退した会員が本所から交付又は返付を受ける金額については、前条の規定による一切の債務を弁済させて残余があるときは、本人又は包括承継人(第28条ただし書き前段等に該当する場合であって、委託者保護基金が当該担保権を行使したときは、当該委託者保護基金)に交付又は返付する。

(19.4.25変更)

(脱退前にした取引の決済の結了)

第57条 本所は、会員が脱退した場合において、その会員が取引の決済を結了していないときは、第62条の規定により建玉を移管する場合及び第53条第1項、第2項又は第5項の規定により承継する者がある場合を除き、本人又はその決済が結了していない取引に係る権利及び義務を承継した者(以下「承継者」という。)をして1月以内に当該取引の決済を結了させる。

2 本所は、前項の場合において、本人又はその承継者をして決済を結了させることが適当でないと認めるときは、当該会員が取引していた市場において取引することができる他の会員を指定して、本人又はその承継者に代り当該取引の決済を結了させる。

3 第1項の場合において、本人又はその承継者(会員たる者を除く。)は、当該取引の決済を結了する目的の範囲内において会員とみなす。

4 第2項の規定により本所が他の会員をして当該取引の決済を結了させるときは、本人又はその承継者と当該会員との間には委任契約が成立しているものとみなす。

(18.4.13変更 19.4.25変更)

第5節 建玉の引継ぎ

(合併、会社分割及び事業譲渡等の場合の措置)

第58条 会員は、次の各号の一に該当するに至った場合には、本所の承認を受けて、当該会員の建玉について、他の会員への引継ぎを行うことができるものとする。

取次者等と合併し、又は他の会員若しくは取次者等に分割により事業を承継させ若しくは事業を譲渡するとき。

委託を受けている取次者が、他の取次者等と合併し、又は他の会員若しくは取次者等に分割により事業を承継させ若しくは事業を譲渡するとき。

前2号に掲げるもののほか、本所が必要と認めるとき。

2 前条及び第61条の規定は、前項の規定により建玉を引き継ぐ場合については適用しない。

(18.4.13変更 18.6.7変更)

第6節 受託会員

第59条 削除

(18.4.13変更)

(加入調整金)

第60条 本所は、中途から新たに受託会員となった者に対し、理事会の定めるところにより、

加入調整金を徴収することができる。

- 2 第39条及び第40条第1項の規定は、前項の規定により加入調整金を徴することとなった場合について準用する。

(18.4.13変更)

(取引の決済の結了)

第61条 第57条第1項の規定は、受託会員が次の各号の一に該当するに至った場合であって、当該受託会員が委託者の計算による市場における取引の決済を結了していない場合について準用する。

法第235条第3項又は法第236条第1項の規定により法第190条第1項の許可を取り消されたとき。

法第190条第2項又は法第197条第2項(同条第1項第1号から第4号まで(同項第2号にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人が商品取引受託業務を営まない場合の当該合併に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定により法第190条第1項の許可が効力を失ったとき。

- 2 前項各号に掲げる場合において、当該受託会員であった者は、委託者の計算による市場における取引を結了する目的の範囲内において受託会員とみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本所は、当該受託会員であった者をして市場における取引の決済を結了させることが適当でないとき、他の会員(当該市場において取引をすることができる他の会員に限る。以下のこの条において同じ。)をして当該取引の決済を結了させる。
- 4 前項の規定により本所が他の会員をして当該取引の決済を結了させるときは、当該会員と当該取引の委託者との間に委任契約が成立しているものとみなす。

(19.4.25変更)

(建玉の移管)

第62条 本所は、受託会員が次の各号の一に該当するに至った場合には、当該受託会員の委託に係る建玉について、他の受託会員へ移管を行うことができるものとする。

第42条第1項、第44条及び第45条第1項の規定により脱退するとき(次号に規定する理由による脱退を除く。)又は第18条第4項の規定により所属区分を廃止するとき若しくは第18条の2第2項第2号若しくは第3号の規定により会員の種類を変更するとき。

前条第1項各号の一に該当するに至ったとき。

第126条第1項(同条第2項、第3項及び第127条の規定により適用する場合を含む。)の規定により違約者となったとき。

法第236条第1項（同項第7号に係る部分に限る。）の規定に基づき経済産業大臣が商品市場における取引又は商品取引受託業務の停止を命じるとき。

その他取引を継続することが困難な状況となったとき。

（18.4.13変更 19.4.25変更）

（功労金）

第63条 本所は、受託会員が本所を脱退した場合、若しくは所属区分の一部を廃止した場合、若しくは会員の種類を変更した場合、若しくは第61条第1項の各号の一に該当した場合又は本所の受託会員と合併した場合において、理事会が功労金を交付する必要があると認めるときは当該受託会員に対し、功労金を交付することができる。

2 前項の功労金の額、交付の要件、その他功労金の交付に関する事項は、本所の財務状況等を勘案して理事会が定める。

（19.4.25変更）

第7節 準会員

（準会員）

第64条 本所は、第11条から第13条までの規定にかかわらず、外国において本所の上場商品構成物品（第11条第1項第1号のイからニまでに掲げる物を含む。）の売買等を業として行っている者、政令第3条第1号に該当する者又は外国において政令第3条第3号に規定する者に相当する当該外国の法令の規定による同種の許可を受けているものに、本所における取引を行わせるため、これらの者を対象とした準会員を置くことができる。

2 準会員について必要な事項は、理事会においてこれを定める。

（18.4.13変更）

第3章 機関

第1節 総会

(総会の招集)

第65条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、理事長が招集する。

2 通常総会は、事業年度終了後2月以内に招集する。ただし、法第59条第6項による通常総会は、監事が招集する。

3 臨時総会は、理事長が必要があると認めるとき、又は会員から総会員の5分の1以上の者の同意をもって、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して、総会の招集の請求があったときに招集する。ただし、法第59条第6項に規定する場合には監事が、法第59条第7項に規定する場合には会員が招集する。

(総会の招集手続き)

第66条 総会の招集は、少なくとも会日の10日前までに、各会員に対してその日時、場所及び会議の目的たる事項を通知して行う。

2 臨時総会を緊急に招集する必要がある場合には、会日の3日前までに、前項の通知を発して招集することができる。

3 前条第3項の規定による会員の請求した臨時総会は、その請求のあった日から20日以内に招集しなければならない。

(総会の決議事項)

第67条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案の承認

次年度収支予算案及び事業計画案の承認

役員を選任及び解任

加入金の額

会費の賦課及び徴収の方法

定款の変更

本所の解散又は合併

本所が会員に加えた制裁に対する異議の申立ての処理

会員の除名(法第160条第1項の規定による経済産業大臣の命令によって除名する場合を除く。)

その他定款又は業務規程において定める事項

(18.4.13変更)

(総会の議長)

第68条 議長は、総会において選任する。

2 議長は、会員として総会の決議に加わる権利を有しない。

(総会の議事)

第69条 総会の議事は、第7項及び第8項の規定による場合を除いて、総会員の過半数が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 会員は、出資口数にかかわらず各々1個の議決権及び選挙権を有する。

3 総会の議事について特別の利害関係を有する会員は、その議事について議決権を行使することができない。

4 会員は、第66条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合、その会員の役員又は使用人若しくは他の会員でなければ代理人となることができない。

5 前項の規定による代理人は、その代理権を証する書面を本所に提出しなければならない。

6 第4項の規定により書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。

7 総会においては、第66条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項についてのみ決議することができる。ただし、出席した会員(書面又は代理人による出席者を除く。)の数が総会員の半数以上であって、その3分の2以上の者の同意を得た場合は、この限りでない。

8 第67条第6号から第9号までに規定する事項は、総会員の過半数が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。

(総会の延期又は続行)

第70条 総会は、出席した会員の半数以上の決議により、これを延期又は続行することができる。

2 前項の規定により、総会を延期又は続行する場合には、第66条第1項の規定による通知は行わない。

(総会の議事録)

第71条 総会の議事については、議事録を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、議長、出席した役員及び2名以上の出席した会員が署名又は記名押印しなければならない。

開催された日時及び場所

議事の経過の要領及びその結果

第77条第3項による監事の意見の概要

出席した理事長、理事又は監事の氏名

議長の氏名

議事録の作成に係る職務を行った理事長又は理事の氏名

(18.6.7変更)

第2節 役員

(役員)

第72条 本所に、次の役員を置く。

理事長	1人
副理事長	2人以内
理事	25人以上40人以内
監事	2人又は3人

(理事長)

第73条 理事長は、本所を代表し、その事務を総理する。

(副理事長)

第74条 本所は、理事の互選により、2人以内を副理事長とすることができる。

2 副理事長は、本所を代表し、理事長を補佐して本所の事務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(専務理事、常務理事)

第75条 本所は、理事の互選により、そのうち1人を専務理事、4人以内を常務理事とすることができる。

2 専務理事及び常務理事は、本所を代表し、理事長を補佐して本所の業務を執行し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、欠員のときはその職務を行う。

3 前項の場合において、その職務を代理し、又はその職務を執行する順位は、専務理事、常務理事(2人以上のときは、あらかじめ定めた順位による。)の順とする。

(理事)

第76条 理事は、理事長を補佐して本所の事務を掌理し、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときはその職務を代理し、欠員のときはその職務を行う。

2 前項の場合において、その職務を代理し、又はその職務を執行する理事の順位は、あらかじめ理事会において定める。

(監事)

第77条 監事は、本所の業務及び会計を監査する。

2 監事は、いつでも理事長若しくは理事に対して事務の報告を求め、又は本所の事務及び財

産の状況を調査することができる。

- 3 監事は、理事長が総会に提出しようとする書類を調査し、総会にその意見を報告しなければならない。

(役員の欠格条件)

第78条 第15条第1項第1号から第11号まで及び第13号から第15号までの一に該当する者は、役員となることができない。

- 2 役員が前項に規定する者に該当することとなったときは、その職を失う。

(19.4.25変更)

(役員の選任)

第79条 役員は、第3項の規定により選任される理事を除き、総会において、理事長、理事又は監事に区別して会員が無記名投票によって選挙する。ただし、総会に出席した会員の3分の2以上の承認を得たときは、他の方法により選任することができる。

- 2 理事は、その定数の過半数は、会員又は法人会員の役員又は使用人から選ばれた者でなければならない。

- 3 理事長は、学識経験のある者のうちから、理事(第1項の規定により選挙された理事に限る。)の過半数の同意を得て、3名以内の理事を選任することができる。

- 4 会員(法人の役員又は使用人を含む。)から選ばれた役員は、その会員が脱退したとき、又は法人会員の役員又は使用人でなくなったときは、役員たる資格を喪失するものとする。

(役員の任期)

第80条 役員の任期は、就任の日から就任の日の属する事業年度の翌々事業年度に行われる通常総会までとする。

- 2 役員は、再選されることができる。

- 3 補欠選挙によって選ばれた役員の任期は、第1項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(役員の辞任)

第81条 役員は、病気その他執務に堪えない事由が生じたときは、その旨書面をもって理事長に届け出て、理事会の承認を得て辞任することができる。

(役員の欠員補充)

第82条 理事長が欠けたとき又は理事若しくは監事に欠員を生じたとき(第79条第3項により選任された理事により欠員を生じたときを除く。)は、遅滞なく、補欠選挙を行わなければならない。

- 2 理事又は監事の欠員数が前項に規定する欠員以内の数であっても、理事会が本所の事務の

運営上必要があると認めるときは、補欠選挙を行うことができる。

(役員の解任の請求)

第83条 会員は、総会員の5分の1以上の連署をもって、役員の解任を請求することができる。

この場合において、その請求につき、総会員の半数以上が出席する総会において出席会員の3分の2以上の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

2 前項の規定による解任の請求は、理事長及び理事又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令又は定款若しくは業務規程に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第1項の規定による解任の請求は、その理由を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

4 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事長は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から10日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

5 前項の規定による総会の招集については、第66条第3項の規定を準用する。

(役員の兼職禁止)

第84条 役員は、他の商品取引所の役員の地位を占めてはならない。

2 理事長又は理事は監事を、監事は理事長、理事又は本所の使用人を兼ねてはならない。

3 会員又は法人会員の役員若しくは使用人以外の者から選挙された役員（理事長及び第79条第3項の規定により選任された理事を除く。）が、本所以外の業務に従事しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(役員の報酬)

第85条 役員に対する報酬その他の支出は、総会においてその総額を定める。ただし、会員（法人の役員又は使用人を含む。）のうちから選挙された役員は、総会において当該役員について特に承認を得た場合を除き、無報酬とする。

(役員及び使用人等の秘密保持の義務)

第86条 本所の役員若しくは使用人又はこれらの職にあった者は、本所の役員又は使用人としてその職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第87条 本所が理事長又は理事と契約するときは、監事が本所を代表する。本所と理事長又は理事との訴訟についても、また同様とする。

第3節 理事会

(理事会)

第88条 理事会は、理事長及び理事全員をもって構成する。

2 本所の業務は、理事会がこれを決する。

(理事会の招集)

第89条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、理事長が毎月1回招集する。

3 臨時理事会は、理事長が必要と認めるときに招集する。ただし、理事長は、理事全員の3分の1以上の者の同意を得た理事から請求があったときは、遅滞なく、臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事長は、状況により会議を開くことが困難であると認めるとき、又は書面による審議を適当と認めるときは、書面によって議案の審議を求め、理事会の開催に替えることができる。

(理事会の議決事項)

第90条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

総会に提出すべき議案

会員の加入、持分の譲渡及び譲受又は承継、所属区分の追加、種類の変更(第18条の2第1項各号に定める変更に限る。第95条において同じ。)に関する事項

会員に対する戒告、過怠金の賦課及び取引若しくは商品清算取引の委託の制限若しくは停止又はその解除(第150条の規定によってする場合を除く。)

定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程、市場取引監視委員会規程その他の規則の改廃制定に関する事項

財産の保管及び運用の方法並びに取引銀行の指定に関する事項

加入金及び会費の額に関する事項

本所の市場における取引に係る清算機構との契約の締結等に関する事項

本所の市場における取引について、会員が第126条第1項及び第2項の規定により違約者となったことにより清算機構が受けた損害の一部を当該会員の保証委託に基づき弁済するための保険契約(以下「違約対策保険契約」という。)の締結等に関する事項

その他定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程に定める事項

(18.4.13変更 19.4.25変更)

(理事会の議事)

第91条 理事長は、理事会の議長となる。

- 2 理事会の議事は、理事長及び全理事の過半数が出席し、その出席者の過半数で決する。ただし、第89条第4項の書面審議の場合は、その書面に署名又は記名押印した者を出席者とみなし、その過半数で決する。
- 3 理事長は、緊急の必要がある場合であって、理事会を招集し、又は第89条第4項の規定による手続きを採る時間的余裕がないときは、前項の規定にかかわらず、前条各号（第1号及び第4号を除く。）に掲げる事項につき必要な処分を行うことができる。この場合においては、処分後遅滞なく理事会を招集し、その承認を受けるものとし、その承認が得られないときは、その処分は、将来に向って効力を失うものとする。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事長及び理事は、その議決に参加することができない。
- 5 前項の規定により議決に参加することができない理事長及び理事の数は、第2項の定足数にこれを算入しない。

（理事会の議事録）

第92条 理事会の議事については、第71条の規定に準じて議事録を作成し、これに議長及び出席理事のなかからその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。ただし、第89条第4項の書面審議の場合は、その書面に署名又は記名押印したものをもって議事録とする。

- 2 前項に規定する議事録は、これを本所の事務所に保存し、理事長が特に必要と認める場合のほか、公開しない。

第4節 委員会

（常設委員会の設置）

第93条 本所は、第110条に規定する市場取引監視委員会及び第140条に規定する紛争仲介委員会のほか、業務に関し諮問するため、次の常設委員会（以下本節において「委員会」という。）を設けることができる。

総務委員会

会員資格審査委員会

市場管理委員会

受渡・品質委員会

- 2 前項の委員会のうち、会員資格審査委員会、市場管理委員会及び受渡・品質委員会は、上場商品ごとに設けることができる。

- 3 理事会は、本節に定める委員会の担当事項のうち、必要と認める事項に関する権限を、委員会に委任することができる。
- 4 本所は、必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、第1項に定める委員会のほかに臨時に、特別委員会を設けることができる。
- 5 特別委員会の構成、存続の期間その他必要な事項は、理事会においてこれを定める。

(総務委員会)

第94条 総務委員会は、次に掲げる事項を担当する。

法令、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程、市場取引監視委員会規程その他諸規則の作成、研究に関する事項

上場商品等の市況、生産、消費、在庫、売買等及び経済一般の調査、統計並びにその刊行物の発行に関する事項

本所の広報宣伝に関する事項

予算及び決算に関する事項

本所の施設その他の財産の運用及び保管に関する事項

その他本所の運営に関し、他の委員会の担当に属しない事項

(会員資格審査委員会)

第95条 会員資格審査委員会は、次に掲げる事項を担当する。

会員の加入、持分の譲渡又は承継、所属区分の追加、種類の変更に関する事項

会員の資格、営業状態、財産状態、制裁及び規律の保持に関する事項

(19.4.25変更)

(市場管理委員会)

第96条 市場管理委員会は、次に掲げる事項を担当する。

取引高及び取引成立価格の監視に関する事項

本所の市場における取引の契約の締結及びその制限に関する事項

取引証拠金その他取引の処理に関する事項(紛争仲介委員会の担当する事項を除く。)

その他市場管理運営に関する一切の事項

(受渡・品質委員会)

第97条 受渡・品質委員会は、次に掲げる事項を担当する。

当該上場商品に係る受渡供用品の範囲又は格付に関する事項

当該上場商品の品質の検定に関する事項

当該上場商品の鑑定業者の指定に関する事項

当該上場商品の受渡しにおいて、鑑定を不要とする業者の指定に関する事項

受渡場所に関する事項

その他受渡処理に必要な事項（紛争仲介委員会の担当する事項を除く。）

（委員会の構成及び委員の委嘱）

第98条 各委員会の委員（以下本節において「委員」という。）は、15人以内とし、理事、会員（法人会員にあっては、その役員又は使用人を含む。以下本条において同じ。）及び学識経験者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

2 委員は、4以上の委員会の委員を兼ねることができない。

3 理事長は、第102条第2項の規定により又は病気その他やむを得ない事由により、委員会に出席することができない者の数が2名以上となったときは、同条第1項本文の規定にかかわらず、その議案に直接利害関係のない者を臨時委員として委嘱し、その議案の審議に参加させることができる。ただし、臨時委員の数は、委員会に出席することができない者の数を超えることができない。

（18.6.7変更）

（委員の任期及び欠員の補充）

第99条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が辞任した場合、理事長が理事会の議決を経て補充する。ただし、理事会が必要でないと認めたときは、その補充は行わない。

3 補充のため委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期が満了した場合において、新たな委員が就任するまでは、その任期満了した委員は、なおその職務を行わなければならない。

（委員長及び副委員長）

第100条 委員会に委員長を、又は必要に応じ副委員長を置き、理事長が委員のうちから、理事会の議決を経て委嘱する。

2 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となり、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

4 委員長及び副委員長に事故があるときは、当該委員会の理事のうちから選ばれた委員がこれを代理する。この場合において理事のうちから選ばれた委員が2人以上あるときは、理事長があらかじめ定めた順位によって代理する。

（委員会の招集）

第101条 委員会の招集は、理事長が必要と認めるときに、随時行う。

2 理事長は、状況により会議を開くことが困難であると認めるとき、又は書面による審議を

適当と認めるときは、書面によって議案の審議を求め、委員会の開催に替えることができる。

(委員会の議事)

第102条 委員会の議事は、委員の過半数が出席し、その出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、前条第2項の書面審議の場合は、その書面に署名又は記名押印した者を出席者とみなし、その過半数で決する。

2 委員会の議事について、特別の利害関係を有する委員は、その議事に参加することができない。

3 委員会は、その担当事項の審議について必要と認めるときは、関係者を招致し若しくは調査物件の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

4 委員長は、付託された案件の審議につき必要があると認めるときは、理事会又は理事長の承認を得て、当該委員会の委員以外の者から参考人を選び、その者を招致して意見を徴することができる。

5 委員は、委員会の審議内容については、秘密保持の義務を有する。

(委員会の議事録)

第103条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。ただし、第101条第2項の書面審議の場合は、その書面に署名又は記名押印したものを議事録として保管するものとする。

2 委員会の議事録は、理事長が特に必要と認める場合のほかは、これを公開しない。

第5節 顧問及び参与

(顧問)

第104条 本所に、理事会の議決を経て、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、本所運営の重要事項に関し、理事長の諮問に応じるものとする。

3 顧問の任期は、2年とする。

(参与)

第105条 本所に、参与若干名を置くことができる。

2 参与は、経済に関し、すぐれた経験と識見を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

3 参与は、市場の運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応じるものとする。

4 参与の任期は、2年とする。

第6節 事務局

(事務局)

第106条 本所に、事務局を置く。

(事務局の事務)

第107条 事務局は、総会、理事会及び委員会の会議事項の整理、会員の取引の管理及び記録等、その他本所の業務に関する実務を処理する。

(事務局の職員)

第108条 事務局は、事務局長及び職員をもって組織する。

2 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(事務局の運営細則)

第109条 事務局の運営に関する細則は、理事会が定める。

第4章 市場取引監視委員会

(市場取引監視委員会)

第110条 本所は、本所の市場における取引の公正の確保を図るため、本所の市場における取引について監視する事を目的として市場取引監視委員会を設ける。

(市場取引監視委員会規程)

第111条 この定款に定めるほか、委員会組織及び権限に関する事項、その他市場取引監視に必要な事項は、市場取引監視委員会規程をもって定める。

第5章 計算

(基本金)

第112条 本所の基本金は、会員出資金の合計額とする。

(事業年度)

第113条 本所の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金処分)

第114条 本所は、事業年度末において剰余金を生じたときは、損失てん補準備金として剰余金の100分の10以上を、違約担保積立金、役員退職積立金又は別途積立金として適当額を積み立て、なお残余があるときは、これを繰越剰余金として処分する。

(損失処理)

第115条 本所は、事業年度末において損失を生じたときは、前期繰越剰余金、別途積立金、損失てん補準備金等を取り崩してこれを補てんする。

2 前項の損失は、同項の規定にかかわらず、その全部又は一部を次の事業年度へ繰り越すことができる。

(違約担保積立金の支出)

第116条 本所は、第134条の規定により清算機構の損失を会員の保証委託に基づき弁済する場
合に限り、違約担保積立金を支出するものとする。

(財産の保管等)

第117条 本所の財産の保管及び運用の方法並びに取引銀行は、理事会が定める。

2 本所は、会員から預託を受けた信託金を次の各号により運用するものとする。

国債又は地方債の保有

銀行、信用協同組合、信用金庫、農林中央金庫及び商工組合中央金庫並びに業として預金若しくは貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会への預け金又は郵便貯金

信託業務を営む金融機関への信託

(決算関係書類の提出等)

第118条 理事長は、通常総会の会日の2週間前までに財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案若しくは損失処理案を監事に提出しなければならない。

2 本所は、通常総会の会日の2週間前の日から5年間、前項に規定する書類及びこれに対する監事の報告書を事務所に備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

(18.4.13変更)

(残余財産の分配)

第119条 本所が解散する場合において、債権、債務のすべてを清算したのち残余財産があるときは、解散時における会員の出資の口数に比例して分配する。

第6章 市場における取引

第1節 通則

(取引資格)

第120条 本所の市場において取引できる者は、第12条第1項に規定する商品部(貴金属及び石油にあっては、同条第2項の規定による会員の区分に従い、当該会員が取引することのできる上場商品構成物品に限る。)の市場会員であって、本所の市場における取引に基づき清算機構に対して負う債務の保証を本所に委託し、かつ、取引しようとする市場についての清算参加者(清算機構において清算資格を有する市場会員をいう。以下同じ。)であるもの、又は清算資格を有しないものにあつては、当該市場における取引について第122条に規定する指定清算参加者を指定しているものに限る。

第2節 清算資格を有しない市場会員の義務等

(非清算参加者の定義)

第121条 非清算参加者とは、清算機構において清算資格を有しない市場会員をいう。

(指定清算参加者の指定)

第122条 非清算参加者は、本所の市場における取引に係る商品清算取引の委託に関し、他社清算参加者(清算参加者であつて、他社清算資格を有するものをいう。以下同じ。)との間で清算機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結し、常に商品清算取引の委託先とする一の者(以下「指定清算参加者」という。)を指定しなければならない。

2 非清算参加者は、前項に規定する指定清算参加者の指定又は変更を行う場合には、あらかじめ、本所が定めるところにより、本所に申請し、承認を得なければならない。

(清算受託契約の締結の届出)

第123条 非清算参加者は、清算受託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、本所が定めるところにより、その内容を本所に届け出なければならない。

(清算受託契約の解約の報告)

第124条 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を本所に報告しなければならない。

合意による解約

当該解約を行おうとする日の3日前(休業日を除外する。)の日までに報告を行う。

非清算参加者が事前に他社清算参加者に対し書面により契約の解約の意思を申し出ることによる解約

当該解約の意思を申し出た後遅滞なく報告を行う。

非清算参加者が事前に他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約

当該解約の意思の申し出を受けた後遅滞なく報告を行う。

非清算参加者が商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務についての期限の利益を喪失したことによる解約

当該解約を行おうとする日の前日までに報告を行う。

第3節 決済不履行時等における措置

(取引の停止)

第125条 本所は、市場会員が次の各号に該当することとなったときは、当該各号に定める措置を講ずるものとする。ただし、第4号にあっては、当該受託会員が引き続き本所の会員である場合には、本所が必要と認める範囲において同号に規定する措置を講ずるものとする。

清算参加者が、清算機構により清算資格の取消し又は債務の引受けの全部若しくは一部の停止の処分(次条第2項第2号に規定する処分である場合を除く。)を受けた場合 当該処分の内容に応じた本所の市場における取引の停止

非清算参加者の指定清算参加者が清算機構により清算資格の取消し又は債務の引受けの全部若しくは一部の停止の処分を受けた場合 当該処分の内容に応じた当該非清算参加者の本所の市場における取引又は商品清算取引の委託の停止

非清算参加者が、指定清算参加者の指定をしていない場合 本所の市場における取引又は商品清算取引の委託の停止

受託会員が法第197条第3項による公告を行った場合において、第42条第1項に規定する脱退の予告を行わない場合 本所の市場における取引又は商品清算取引の委託の停止

2 前項第3号の場合において、指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の解約により指定清算参加者でなくなったときは、同項の規定にかかわらず、当該非清算参加者は、当該非清算参加者の本所の市場における取引又は商品清算取引の委託に基づく取引で未決済のものを解消するために必要とする限度において、本所の承認を受けて、本所の市場における取引又は商品清算取引の委託を行うことができる。

3 前項の場合においては、それまで指定清算参加者であった者は、非清算参加者の本所の市場における取引又は商品清算取引の委託に基づく取引で未決済のものの解消を行う範囲内において、なお、当該非清算参加者の指定清算参加者とみなす。

4 本所は、第1項(第3号又は第4号に該当することとなった場合に限る。)に該当すること

となった市場会員が、他の商品取引所の会員等であるときは、当該市場会員の氏名又は商号及びその内容を、当該他の商品取引所へ通知するものとする。

- 5 本所は、第1項(第3号又は第4号に該当することとなった場合に限る。)に該当することとなった市場会員の氏名又は商号及びその内容を、清算機構へ通知するものとする。

(19.4.25変更)

(違約等の場合の措置)

第126条 本所は、市場会員が次の各号の一に該当することとなったとき、当該市場会員(以下「違約者」という。)の本所の市場における取引又は商品清算取引の委託を停止するとともに、第62条の規定により建玉を移管する場合を除き、当該市場会員の建玉を業務規程の定めるところにより整理するものとする。

信認金を預託しないとき。

会費その他本所に納入又は預託すべき金銭を、納入又は預託しないとき。

- 2 市場会員が次の各号の一に該当することとなったとき、本所は、当該市場会員を違約者とみなし、前項の規定を適用する。

破産手続開始の決定を受けたとき。

清算参加者にあつては、清算機構において支払不能と取扱われたとき。

第30条第1項第2号の届出があつたとき。

他の商品取引所において違約者となったとき。

- 3 前2項の規定により非清算参加者の指定清算参加者が違約者となったときは、当該非清算参加者を違約者とみなし第1項の規定を適用する。ただし、当該非清算参加者が直ちに他の指定清算参加者を指定した場合その他本所が特に違約者とする必要がないと認めたときは、この限りではない。

- 4 本所は、第1項(第2項(第1号又は第3号に該当することとなった場合に限る。))又は前項(第1項又は第2項第1号に該当することとなった場合に限る。)の規定により適用する場合を含む。)に該当することとなった市場会員が、他の商品取引所の会員等であるときは、当該市場会員の氏名又は商号及びその内容を、当該他の商品取引所へ通知するものとする。

- 5 本所は、第1項(第2項(第1号又は第3号に該当することとなった場合に限る。))又は第3項(第1項、第2項第1号に該当することとなった場合に限る。)の規定により適用する場合を含む。)に該当することとなった市場会員の氏名又は商号及びその内容を、清算機構へ通知するものとする。

(19.4.25変更)

(非清算参加者の債務不履行時等の場合の措置)

第127条 本所は、指定清算参加者から、清算受託契約に基づき非清算参加者が当該指定清算参加者に対する期限の利益を喪失したことをもって、当該非清算参加者の建玉の整理を行いたい旨の申出があり、本所が当該事実を確認したときは、当該非清算参加者を違約者とみなし、前条第1項、第4項及び第5項の規定を適用する。

(19.4.25変更)

第4節 取引証拠金

(取引証拠金)

第128条 取引証拠金は、清算参加者が清算機構に対して支払い若しくは引き渡すべき本所の市場における取引に係る債務、非清算参加者が指定清算参加者に対して負担する本所の市場における取引に係る債務の履行を確保するためのものとして、清算機構に預託されるものとする。

第5節 取引の決済

(商品取引債務引受業を行う者の指定)

第129条 本所は、本所の市場において成立した取引に関し、商品取引債務引受業を行わせる商品取引清算機関として、株式会社日本商品清算機構を指定する。

(清算参加者の決済)

第130条 本所の市場において成立した取引の決済は、清算機構の業務方法書の定めるところにより清算参加者と清算機構との間で行う。

(非清算参加者の決済)

第131条 非清算参加者の取引の決済に関する事項は、業務規程の定めるところにより非清算参加者と指定清算参加者との間で行う。

(債務不履行による損害賠償)

第132条 清算参加者が本所の市場における取引に基づく債務の不履行により清算機構に損害を与えたときは、清算機構は、その損害を与えた清算参加者の当該取引に係る市場についての信託金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

2 第138条の規定による委託者が優先弁済を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、同項の信託金についての清算機構の権利に対して優先する。

(清算機構の損失に対する措置)

第133条 本所は、清算参加者が本所の市場における取引に係る債務を履行しないことにより清算機構に損失が生じた場合、あらかじめ清算機構との間で締結した契約の範囲内において、

当該清算参加者の保証委託に基づき当該損失を弁済するものとする。

(損失の弁済に係る支出の順序)

第134条 本所は、清算参加者が本所の市場における取引に係る債務を履行しないことにより前条に規定する契約に基づき損失を弁済する場合、次に掲げる順序によりこれを支出するものとする。

当該清算参加者が本所へ預託している預託金等(信認金を除く。)

違約担保積立金

違約対策保険契約に基づく保険金

- 2 前項第2号又は第3号の規定に基づき支出したときは、本所は、その支出した額について、当該清算参加者に対して求償権を有する。同項第2号に基づく場合の求償権の行使により得た財産は、違約担保積立金に繰り入れる。

第6節 雑則

(システム売買による取引の申出等)

第135条 システム売買における売付け又は買付けに係る申出は、市場会員又は法人である市場会員の役員若しくは使用人が行うものとする。

- 2 市場会員は、前項の申出に係る一切の行為について、その責めに任じなければならない。

(取引の虚偽の報告の禁止)

第136条 市場会員は、本所の市場における取引につき、新たな売付け若しくは買付け又は転売若しくは買戻しの別その他これに準ずる事項を偽って、本所に報告してはならない。

(使用者の責任)

第137条 受託会員は、自己の使用人が本所の市場における取引に関し、委託者との間において行った一切の行為について、その責めに任じなければならない。

(信認金の優先弁済)

第138条 受託会員に対して本所の市場における取引を委託した者は、その委託により生じた債権に関し、当該商品市場についての当該受託会員の信認金について、他の債権者に先だって弁済を受ける権利を有する。

- 2 前項の優先弁済を受ける権利が競合するときは、会員でない委託者の有する権利は、会員である委託者の有する権利に対し優先する。

第7章 紛争の仲介

(仲介の申出)

第139条 本所は、本所の市場における取引に関して会員の間又は受託会員と委託者との間に生じた紛争(受託会員と委託者との間に生じた紛争にあつては、法第241条に規定する商品先物取引協会が行う商品市場における取引等(商品清算取引を除く。))に関する紛争の処理以外のものに限る。)について、当事者から仲介の申出があるときは、仲介を行うものとする。

2 前項の仲介の申出に係る紛争の一方の当事者となった会員は、本所の仲介に応じなければならない。

3 受託会員は、受託会員と委託者との間に生じた紛争について、本所の仲介に応ずる旨の委託者の同意がなければ、その申出をすることができない。

(紛争仲介委員会)

第140条 本所は、本所の市場における取引に関して会員間又は受託会員と委託者との間に生じた紛争の仲介を行うため、紛争仲介委員会を設ける。

2 紛争仲介委員会の委員は、第98条第1項の規定にかかわらず5人以上10人以内とし、理事、会員及び学識経験者のうちから理事会の議を経て理事長が委嘱する。この場合において、学識経験者のうちから委嘱された委員が過半数を占めなければならない。

3 委員長は学識経験者の委員のうちから理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4 委員の任期は第99条第1項の規定にかかわらず2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 この定款に定めるほか、紛争仲介委員会に関し必要な事項は紛争処理規程で定める。

(仲介に必要な調査)

第141条 本所は、仲介を行う場合においては、当事者である会員に対し、仲介を行うために必要な事項について、調査をすることができる。

(紛争の仲介に係る措置)

第142条 本所は、会員に対し、仲介を適切に行う上で必要と認める指示、処分その他の措置をとることができる。

(紛争処理規程)

第143条 仲介申出手続き、仲介方法その他仲介に関し必要な事項は、紛争処理規程をもって定める。

第8章 会員に対する制裁

(会員に対する制裁)

第144条 本所は、会員が次の各号の一に該当するときは、その会員に対し当該各号に掲げる制裁を加える。

会費、信認金その他本所に納入し、又は預託しなければならない金銭、充用有価証券を本所の定める日時までに納入又は預託しないときは、戒告、6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は除名

本所の市場における取引について、他人に名義を貸与したときは、1億円以下の過剰金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は除名

本所の市場における取引の成立に際し、正当な理由なくしてその成立につき異議を申し立て、その他市場における秩序を著しく乱し、又は他の会員の取引を著しく妨げたときは、戒告、1億円以下の過剰金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は除名

銀行取引の停止処分を受けた場合は、6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は除名

純資産額を偽って表示したときは、1億円以下の過剰金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引又は商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は除名

本所が会員に対し正当な理由のもとに帳簿その他の書類又は報告書の提出を命じ、又は本人若しくはその使用人の出頭を命じた場合において、正当な理由なくしてこれに応ぜず、又は虚偽の帳簿その他の書類又は報告書を提出したときは、戒告、1億円以下の過剰金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は除名

本所の指示又は決定した事項を遵守せず、又は正当な理由なくしてこれを忌避したときは、戒告、1億円以下の過剰金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は除名

取引の信義則に反する行為又は本所若しくは本所の会員の信用を傷つける行為をしたときは、戒告、1億円以下の過剰金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は除名

- 前各号に掲げる事由のほか、関係法令若しくは定款、業務規程、受託契約準則及び紛争処理規程その他本所の定める規則の規定に違反したとき又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は除名
- 2 本所は、前項において戒告をし、過怠金を賦課し、又は取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限を命じることとなった場合、制裁とともに日時を定めて前項各号に該当する行為によって招来された状態を除去するための処置をとることを命ずることができる。
 - 3 本所は、前項の場合において、定められた日時までに命ぜられた処置をとらなかったときは、除名することができる。
 - 4 会員は、その使用人の行為により会員が第1項各号の規定に該当することとなった場合であっても、使用人の行為に基づく故をもってその責めを免れることはできない。
 - 5 第1項の過怠金の賦課及び取引若しくは商品清算取引の委託の停止又は制限は、これを併科することができる。
 - 6 第1項の規定に基づき会員に対し戒告をし、過怠金を賦課し、又は取引若しくは商品清算取引の委託の全部若しくは一部を停止し、若しくは制限しようとするときは、理事会の議決を、除名しようとするときは、総会の決議を経ることを要する。
 - 7 本所は、第1項又は第3項の規定に基づき、全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は除名の制裁を受けることとなる会員が同時に他の商品取引所の会員等であるときは、当該会員の氏名又は商号、制裁の種類及びその事由並びに審査の経過の概要を、その制裁の執行前までに受理されるよう当該他の商品取引所に通知するものとする。
 - 8 本所は、第1項又は第3項の規定に基づき、全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は除名の制裁を受けることとなる会員の氏名又は商号、制裁の種類及びその事由並びに審査の経過の概要を、その制裁の執行前までに受理されるよう清算機構に通知するものとする。

(19.4.25変更)

(弁明の機会)

- 第145条 本所は、前条の規定に基づき会員に制裁を加えようとするときは、その会員に対してあらかじめその旨を通知し、その会員又は代理人がその制裁を決定する総会又は理事会に出席して弁明するための機会を与えなければならない。
- 2 前項の場合において会員の除名については、その総会の会日の10日前までにその会員に対し、その旨及び除名の理由を記載した書面を送付するものとする。

3 第1項の場合において本所は、弁明の機会を与えられた会員又はその代理人が、正当な理由なくして総会又は理事会に出席しないときは、第1項の規定にかかわらず、その制裁を決定することができる。

(制裁の通知及び掲示)

第146条 本所は、会員に対する制裁を決定したときは、遅滞なく、理由を示してその旨書面をもって本人に通知するとともに、その者の氏名又は商号、制裁の種類及びその理由を本所の掲示場に掲示する。

2 前項の掲示期間は5営業日とする。

(18.4.13変更)

(受託停止処分の表示)

第147条 取引を停止された受託会員は、その停止期間中、本所の市場における取引の受託をしない旨を、その店頭に標示しなければならない。

(異議の申立て)

第148条 会員は、自己に加えられた制裁(除名された場合を除く。)について不服があるときは、制裁を受けた日から10日以内に、本所に対し、書面をもって異議の申立てをすることができる。

2 本所は、前項の規定による異議の申立書を受理したときは、これを審査し、相当の理由があると認めるときは、遅滞なく、総会を招集してこれを付議し、その決議によって処理する。

3 異議の申立てを行った会員は、総会において異議の申立てを承認されないときは、審査に要した費用を負担をしなければならない。

4 第146条の規定は、第2項に規定する総会の決議があった場合に準用する。

(取引の停止の解除等)

第149条 第144条第1項の規定に基づき全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止又は制限の制裁を受けた会員は、当該制裁を受けた原因を除去したとき又は同条第2項の規定に基づき命ぜられた処置を定められた日時までにとったときは、その旨を書面をもって、本所に届け出るものとする。この場合において、その解除を申請することができる。

2 前項の規定に基づく届出書には、その制裁を受けた原因を除去するために採った措置について説明書を添付しなければならない。

3 本所は、第1項の規定に基づく書面を受理したときは、審査し、その結果適当と認めるときは、理事会の議を経て、その取引若しくは商品清算取引の委託の停止を解除又は軽減することができる。

4 第144条第7項及び第146条の規定は、前項の規定に基づき解除又は軽減した場合について準用する。

(制裁の特例)

第150条 本所は、第144条第1項の規定にかかわらず、会員が他の商品取引所において取引若しくは商品清算取引の委託を停止し、若しくは制限する処分を受けることとなった場合、又は清算機構において清算資格を取消し、若しくは債務の引き受けの全部若しくは一部を停止する処分を受けることとなった場合には、当該処分の範囲内において制裁を加え、又は1億円以下の過怠金を賦課する制裁を加えることができる。

2 本所は、前項の規定に基づき、取引若しくは商品清算取引の委託を停止し、又は制限する制裁を加えた場合において、他の商品取引所又は清算機構から前条第4項の通知と同様の通知を受けたときは、当該会員に加えた制裁を解除又は軽減することができる。

3 本所は、第1項の規定に基づくもののほか、会員が法第232条第2項、第235条第2項及び第236条第1項の規定に基づいて経済産業大臣から取引若しくは商品取引受託業務の停止を命じられた場合には、当該処分を斟酌の上、当該会員に対し6月以内の期間を定めて全部又は一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託を停止し、若しくは制限を加えることができる。

4 本所は、第1項の規定に基づくもののほか、法第160条の規定に基づき経済産業大臣から会員を除名すべき旨又は6月以内の期間を定めて会員の市場における取引若しくは商品清算取引の委託を停止すべき旨の命令があったときは、当該命令に基づき当該会員を処分する。

5 第146条及び第147条の規定は、前各項の制裁について準用する。

(通報)

第151条 会員は、他の会員が定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程その他の規則に違反する行為をなし、又は取引について不正若しくは不穏当な行為があることを発見したときは、本所に対し、その事実を記載し、かつ、記名押印した書面をもって通報することができる。

2 本所は、前項に規定する書面を受理したときは、直ちに通報された会員にその書面の写し(通報者の氏名又は商号を除く。)を交付し、これに対する回答を求めなければならない。

3 通報された会員は、前項に規定する書面を受理した日から起算して5日以内に、若しくは本所が適当と認める日までに、記名押印した書面をもって、本所に回答しなければならない。

4 本所は、前項の規定による回答があったとき、又は期日までに回答がなかったときは、遅滞なく、理事会を招集し、その通報事項を審議する。

5 本所は、前項の規定による審議の結果通報された会員が第144条第1項各号の一に該当する

ものと認めるときは、本章の規定により処理する。

(取引の信義則違反)

第152条 取引の信義則に反する行為とは、次に掲げるものをいう。

不公正な取引又は受託を行うこと。

信用の保持を欠くこと。

委託者保護に欠ける行為を行うこと。

不注意又は怠慢な取引若しくは受託を行うこと。

第9章 勧告

(勧告)

第153条 本所は、会員の本所の市場における取引に係る業務若しくは当該会員の営む他の業務若しくは支配関係を有する他の法人の業務又は財産の状況等が本所の運営に鑑みて適当でないとき、当該会員に対し、適切な措置を講ずることを勧告することができる。

2 本所は、前項の勧告を行った場合において必要があると認めるときは、当該会員に対し、その対応について報告を求めることができる。

第10章 雑則

(解釈の疑義)

第154条 定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程、市場取引監視委員会規程その他の規則の解釈に疑義があるとき、又はこれらの諸規則に明文のない事項について臨機の処置を必要とするときは、理事会の議決に従うものとする。

(預託金の利息)

第155条 本所は、会員が現金をもって預託した信託金に対しては、利息を支払わない。

(天災地変等の場合における特別の措置)

第156条 本所は、天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない理由により、会員が定款で定められた会費等の納入、その他の義務を履行することが不可能又は著しく困難であると認めるに至ったときは、理事会の議を経てその原因が軽減又は除去されたと認められた時まで、当該義務の履行を延期する等の特別の措置をとることができる。

附則

第1条 平成17年3月29日開催の臨時総会において決議した変更後のこの定款は、経済産業大臣の認可の日（平成17年4月25日）から施行し、平成17年5月1日から実施する。

第2条 変更前の定款に基づく建玉に係る取引証拠金については、実施日の前営業日の建玉について、変更後の定款に基づき適用されるものとする。

第3条 変更前の定款に基づく建玉に係る取引証拠金額は、新規建玉時点に遡って計算した預託額とするものとする。

第4条 変更前の定款に基づく建玉に係る帳入差金又は成立した現物先物取引及び現金決済先物取引に係る約定差金、オプション権利行使約定差金、成立したオプション取引に係る対価及び諸費用については、実施日の前営業日の建玉又は成立した現物先物取引及び現金決済先物取引若しくはオプション取引について、変更後の定款に基づき適用されるものとする。

第5条 変更前の定款に基づく建玉に係る帳入差金又は成立した現物先物取引及び現金決済先物取引に係る約定差金、オプション権利行使約定差金、成立したオプション取引に係る対価及び諸費用については、その新規建玉日以降に発生したものすべてについて、清算機構を通じて取引の決済が行われたものとみなす。

第6条 商品取引所法の一部を改正する法律（平成16年法律第43号。以下「平成16年改正法」という。）附則第6条第2項の規定にかかわらず、受託会員から平成16年改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）第79条第1項の規定により取引の委託に係る取引証拠金として本所が預託を受けている金銭及び有価証券は、受託会員と本所の間で特段の契約を結ぶことにより、平成16年改正法の施行後遅滞なく、委託者がその代理人である受託会員を通じて清算機構に預託する取引証拠金として清算機構に移管されるものとする。ただし、当該取引証拠金について、受託会員が、委託者から受託契約準則第7条第3項に基づく書面による同意を得た場合には、同準則第7条第4項の委託証拠金として預託を受けたものとし、委託者がその代理人である受託会員を通じて清算機構に預託する取引証拠金として清算機構に移管されるものとする。

第7条 平成16年改正法附則第10条第1項の規定にかかわらず、受託会員から旧法第97条の2第1項の規定により受託業務保証金として本所が預託を受けている金銭及び有価証券は、受託会員と本所の間で特段の契約を結ぶことにより、平成16年改正法施行後遅滞なく、委託者がその代理人である受託会員を通じて清算機構に預託する取引証拠金として清算機構に移管されるものとする。ただし、当該取引証拠金について、受託会員が委託者から準則第7条第3項に基づく書面による同意を得た場合には、準則第7条第4項の委託証拠金として預託を受けたものとし、委託者がその代理人である受託会員を通じて清算機構に預託する取引証拠

金として清算機構に移管されるものとする。

第8条 本所が市場会員から預託を受けている特別清算負担金は、市場会員と本所の間で特段の契約を結ぶことにより、平成16年改正法第180条の規定に基づき清算機構に預託する清算預託金として清算機構に移管されるものとする。

第9条 平成16年改正法施行の際、旧法第38条第1項の規定により会員から本所に預託されている会員信託金は、平成16年改正法第101条第1項の規定により本所に預託されている信託金とみなす。

第10条 第120条の規定の適用については、実施日において本所の市場会員である者は、当該実施日において本所に対し保証を委託したものとみなす。

第11条 変更前の定款に基づき本所が承認した本所に対する代表者が変更後の定款第17条の規定に適合する場合は、実施日において同条に規定する届出があったものとみなす。

附則

平成18年3月31日開催の臨時総会において決議された第15条（欠格条件）第1項第10号、第18条（会員の所属区分の変更）第4項、第6項、第30条（届出事項）第1項第12号、第2項第3号、第36条（会員の加入の申込み）第1項、第58条（合併、会社分割及び事業譲渡等の場合の措置）第62条（建玉の移管）第1号、第64条（準会員）第1項、第67条（総会の決議事項）第1号、第90条（理事会の議決事項）第3号、第118条（決算関係書類の提出等）第2項、第144条（会員に対する制裁）第1項第3号、第6号から第8号、第2項及び第6項の変更規定、第57条（脱退前にした取引の決済の終了）第5項の削る、第59条（受託会員の申込み）の削除並びに第18条の2（会員の種類の変更）第45条（持分の差押えによる脱退）第3項、第4項、第51条（持分譲受者の会員加入）第2項、第5節、第60条（加入調整金）第2項及び第146条（制裁の通知及び掲示）第2項の新設規定は、経済産業大臣の認可の日（平成18年4月13日）から施行する。ただし、会社法施行の日（平成18年5月1日）が経済産業大臣の認可の日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間にあっては、第15条（欠格条件）第1項第10号中「会社法（平成17年法律第86号）第331条第1項第3号」とあるのは、「商法（明治32年法律第48号）第254条ノ2第3号」と、第30条（届出事項）第1項第12号、同条第2項第3号及び第58条（合併、会社分割及び事業譲渡等の場合の措置）中「事業」とあるのは、「営業」と、それぞれ読み替えて適用する。

附則

平成18年5月30日開催の通常総会において決議された第58条（合併、会社分割及び事業譲渡等の場合の措置）第1項第1号、第2号、第71条（総会の議事録）第98条（委員会の構成及び委員の委嘱）第1項及び第2項の変更規定は、経済産業大臣の認可の日（平成18年6月

7日)から施行する。

附則

平成19年3月29日開催の臨時総会において決議された第16条(会員の定款等の変更の請求)第1項、第18条(会員の所属区分の変更)第1項第2号、第5項、第18条の2(会員の種類の変更)第5項、第27条(会員の持分返還請求権)、第28条(会員の持分等の譲渡等の禁止)、第36条(会員の加入の申込み)第2項第4号、第46条(持分の払戻し)第1項、第48条(会員の持分譲渡及び譲受の承認申請)、第52条(持分譲渡申請会員の取引の制限)第1項、第55条(脱退会員の債務弁済)第1項、第56条(脱退後の手続き)、第57条(脱退前にした取引の決済の結了)第1項、第61条(取引の決済の結了)第1項、第62条(建玉の移管)、第63条(功労金)第1項、第78条(役員の下格条件)第1項、第90条(理事会の議決事項)第2号、第95条(会員資格審査委員会)第1号、第126条(違約等の場合の措置)第1項、第4項、第127条(非清算参加者の債務不履行時等の場合の措置)第2項及び第144条(会員に対する制裁)第7項の変更規定、第18条(会員の所属区分の変更)第2項、第6項、第127条(非清算参加者の債務不履行時等の場合の措置)第1項の削る並びに第15条(欠格条件)第1項第15号、第18条(会員の所属区分の変更)第5項、第6項、第18条の2(会員の種類の変更)第6項、第125条(取引の停止)第2項から第5項まで、第126条(違約等の場合の措置)第2項第3号、第5項及び第144条(会員に対する制裁)第8項の新設規定は、経済産業大臣の認可の日(平成19年4月25日)から施行する。

附則

- 1 平成19年5月30日開催の通常総会において決議された第4条(市場、上場商品等)第1項第2号の変更規定は、経済産業大臣の認可の日(平成19年6月25日)から施行し、平成19年7月17日から適用する。
- 2 平成19年5月30日開催の通常総会において決議された第15条(欠格条件)第1項第13号、第24条(有価証券の充用)第2項第4号、第5号、第8号、第25条(充用有価証券の指定基準等)第1項第1号及び第3号の変更規定は、経済産業大臣の認可の日(平成19年6月25日)から施行する。ただし、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日(平成19年9月30日)が経済産業大臣の認可の日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間にあっては、なお従前の例による。